

令和7年度第5回理事会議事録

日時：令和7年11月8日(土) 13時30分～16時00分

場所：鹿児島県看護研修会館2階研修室

I 理事会の構成

理事：17名 監事：2名 合計19名

II 理事の出欠確認

出席理事 17名

会長 八田冷子（代表理事）

副会長 谷川智子

副会長 渡邊和代

専務理事 宮園君子

常任理事 上村聡美

職能理事 吉村理恵子、潟山勝美、原田昌子、尾堂将志

准看護師理事 徳永博子

地区理事 福島悦子、野田健一郎、中園ゆきみ、妙圓園和代、
増田いづみ、片田淑子、田方みどり

III 監事の出欠確認

出席監事 1名

岩切至久

欠席監事 1名

柳田千草

IV 会長挨拶（略）

V 定足数の確認

定款第40条に基づく議決に加わることができる理事16名（会長＝議長は除く）のうち16名の出席は、議決に加わることができる理事16名の過半数9名以上であることから本会は有効に成立することを確認した。

以後、会長（定款第39条）が本会の議長となり、以下のとおり進行した。

VI 協議事項

1 基本方針に関する事項

1) 令和8年度の重点政策と主な取り組み内容（案）について

専務理事は次のように説明した。

看護の将来ビジョン2040を踏まえ、県看護協会として重点政策をしっかりと打ち出していく必要があることから、運営委員会の議論を経た上で3つの重点政策とそれぞれの想定される取組内容を整理した。今後この様式を基に各委員長等から提出していただいた事業計画や重点事業等を整理し、最終的には理事会で承認していただく流れとなる。

また、会長から、意見等があれば来週までに出していただき、その対応については、執行部に一任していただきたいとの発言があった。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 令和7年度中間評価について

専務理事は次のように説明した。

11月15日に実施を予定している中間監査に先立ち、お示ししている。

令和7年度の事業について、定款ごとに整理した重点事業・基盤強化事業、取組事業等の事業計画に対する10月末現在の事業実績をまとめている。この様式で整理したことで、未実施の事業が明確になり、進捗管理の精度が向上した。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2 事業推進に関する事項

1) 事業検討会の進め方について

専務理事は次のように説明した。

「各委員会、各地区事業の中間実績及び評価、課題会員」について90分、「看護の将来ビジョン2040」について20分、「重点政策と主な取組み内容」について30分、「会員加入及び継続の促進強化」について40分、で資料とは異なるが、依頼文のとおり9時30分から12時30分で開催したい。今年度も一人一人の発表形式ではなく、グループワークなどの形式を検討したい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3 管理的事項

1) 外部理事の設置について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

令和7年4月1日施行の公益法人制度改正により、理事のうち1名以上の外部理事を設置することが必須となり。今後、外部理事を令和8年度の総会で選任する必要がある。外部理事の要件としては、「本会業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の業務執行理事又は使用人であったことがない者」「本会の正会員ではない者」の2つの要件を満たす必要がある。今後第6回理事会で候補者案を提示、第7回理事会で候補者案を確認し、

令和8年度総会で選任したいと考えている。

会長から、九州内の複数の協会において県社会福祉協議会関係者を検討している旨を説明し、候補者についての意見を求めたところ出席理事から、青年会議所等の看護関係者とは全く異なる分野の人材も検討してはどうかとの意見があった。

会長から、福祉分野やその他異なる分野を含めて執行部の方で1月の理事会において提示する旨の説明があった。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 規則等の改正について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

現行の定款施行細則第9章第24条第6項で定める推薦委員会委員の任期について、委員会活動をスムーズに行えるよう委員の再任を行える旨を明記し、一方、候補者の推薦に係る公正性も併せて確保するために、その場合の任期を最長2年とする旨の細則の改正を行う。

このことについて、出席理事から各地区の推薦委員は必要なのか。副地区長がその役割を担ってもよいのではないかと意見があった。

専務理事から、推薦委員会は役員選挙等で重要な役割を担うため、制度として廃止することは困難であるが、推薦の方法とか役割については、今後検討したいとの説明があった。

定款施行細則の改正については、出席理事全員の賛成があり承認された。

3) 資金運用について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

鹿児島県看護研修会館の今後のあり方を検討している中、今後の維持修繕等に必要な費用が確定していない状況ではあるが、最も安全性の高い国債において、昨今の金利状況の中、短期間でもある程度の利回りが確保できることから、現在運用している定期預金のうち、最も利息の低い、鹿児島銀行の110,438,826円の中から5千万円から6千万円の範囲で資料に記載している2年国債を購入したい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

4) 看護研修会館あり方検討の進捗状況等について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

第2弾のアンケートについては今月中旬まで実施し、その結果を11月末までに取りまとめ、第4回のあり方委員会で報告を予定している。11月7現在の状況について、問2の新しい会館の建設における、状況を見極める期間としては、半数の方が「5年」と回答している。問3の資金不足に対する対応としては、年会費の引き上げが、1,000円と2,000円合わせて29%、受講料の見直しが、23%、寄附や特別徴収が44%となっている。問4のエレベータ

の設置については、56%の方が「設置の必要はない」と回答している。問6のオンライン研修に対する意見としては、「ごく一部を除きオンライン研修のみとした方が良い」「現状より大幅にオンライン研修を増やした方が良い」との意見が合わせて66%となっている。今後、第4回の検討委員会において基本構想案をお示し、最終の第5回委員会で基本構想案のとりまとめを行いたいと考えている。最後の委員会は、3月の理事会に引き続いて開催するので全理事に出席いただきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

4 会員支援関係

1) 日本看護協会名誉会員候補者等の推薦について

専務理事は次のとおり説明した。

日本看護協会名誉会員、協会長表彰については、日本看護協会からの依頼通知が遅く、1月の理事会による協議では、推薦期限である12月12日に間に合わないため、書面理事会の開催により協議いただきたい。鹿児島県看護協会名誉会員は、1月の理事会で候補者案を提示したい。鹿児島県看護協会協会長表彰については、各地区の会員数に応じた推薦枠を設けている。12月13日の事業検討会で、地区長に50歳以上の会員名簿をお渡しするので、各地区で候補者を選定の上、2月20日までに推薦書の提出をお願いしたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

VII 報告事項

1 基本方針

- 1) 医療機関等への財政支援に係る緊急要望について
- 2) 九州地区法人会員連絡会、地区別法人会、協会・連盟合同会議について
- 3) 地区別職能委員長会について
- 4) 第1回 運営委員会について

2 事業推進に関する事項

- 1) 業務執行理事会報告
- 2) 教育研修について
- 3) 看護職能委員会Ⅰの実態調査について
- 4) 看護補助者の確保について

3 管理的事項

- 1) 理事会議事録（第4回）

4 会員支援関係

- 1) 令和7年度鹿児島県看護協会会員数
- 2) 令和7年度の会員確保に関する取組報告

5 その他

- (1) 職能委員会報告（書面報告） (3) 地区報告（書面報告）
- (4) 委員会報告（書面報告） (5) 地区長情報交換会報告（口頭報告）
- (6) 他団体会議報告（書面報告）

以上、議長は協議事項が全てを終了した旨を告げ、16時00分に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

令和7年11月8日

公益社団法人 鹿児島県看護協会

代表理事（会長） 八田 冷子 

監 事 岩切 至久 

